

うちとこのぎかい



めいわ議会だより



明星神社 竹灯籠

CONTENTS



- P. 2 視察報告
- P. 3 委員会レポート
- P. 4 明和町議会基本条例
- P. 9 一般質問
- P. 13 その後どうなった
- P. 14 キラッと輝く人たち

視 察 報 告

5月20～22日に石川県七尾市、かほく市、野々市市、加賀市へ現地視察に行き、それぞれ調査・研究を行いました。

総務産業常任委員会

七尾市

5/20 ●能登半島地震による被災状況と災害対応について

人口約44,000人。令和7年1月に発生した能登半島地震において、過去の経験による災害対策がすべて想定外であったため、想定以上の事前準備をすることが重要である、との提言があり、南海トラフ大地震の対策を考える上で極めて参考になった。



かほく市

5/21 ●かほっくる設置の経緯について ●カジファクトリーパークの設置目的について



人口約36,000人。若年層が増加しており、悪天候でも子どもたちが元気に遊び学べるために開設された「あそびの森 かほっくる」(左写真)、集客・雇用・産業活性化を同時に実現している繊維メーカーの体験型産業観光施設「カジファクトリーパーク」は成功例として大いに勉強になった。

教育厚生常任委員会

野々市市

5/21 ●コミュニティ・スクール及び人材バンク制度について

人口約55,000人。人材バンク制度による多様なボランティアの確保など、コミュニティ・スクールの推進に向けた取組が進んでいる。また生涯学習事業のコミュニティカレッジでは、受講生が自ら企画するなど地域のアイデアを積極的に取り入れている点が印象的だった。



加賀市

5/22 ●加賀STEAM（スティーム）プログラムについて



人口約65,000人。加賀STEAMプログラムは、『BE THE PLAYER』自分で考え 動く 生み出す そして世界を変える」という教育ビジョンのもと進められている。個性を伸ばし、一人ひとりの可能性を最大限開花させる教育は、当町の目指す方向性と重なるため議会としても参考としていきたい。

総務産業常任委員会

6/4 6/15

主な内容 ● 地域の将来を見据えた施設活用とまちづくりを議論

総務産業常任委員会では、6月定例会で付託された三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に係る協議について、明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、明和町小学校等跡地利活用事業に係る下御糸小学校跡施設の無償貸与に関する議案の3件を審査しました。特に下御糸小学校跡施設の活用については、施設の安全性や事業運営の透明性、地域との連携、周辺道路への影響などについて活発な質疑が行われ、地域活性化につながる施設活用となるよう町の適切な関与を求める意見が出されました。審査の結果、付託された3議案はいずれも全員賛成で可決、決定

しました。

また所管事項の協議では、台風時の停電対応や防災情報の発信、AI・デジタル技術を活用したまちづくり、漁業振興、道路や公園整備など幅広い課題について議論しました。委員からは、災害時の情報提供の充実や高齢者を含め誰もが必要な情報を受け取れる仕組みづくりを求める意見が出されました。また、漁獲量減少や担い手不足への対応、防災行政無線の運用改善、外来生物対策、道路啓開や雨水排水対策、上水道整備など、地域の将来を見据えた総合的なまちづくりについて意見を交わしました。

教育厚生常任委員会

6/1 6/4 6/16

主な内容 ● 子どもたちが安心して学べる環境の保証

教育厚生常任委員会では、6月の定例会で付託された請願第1号「今こそ選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書」採択に関する請願、議案第37号「明和町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の2件の審査をしました。

請願第1号については、採決の結果、賛成少数で不採択となりました。議案第37号については、

委員からは、放課後児童クラブの委託先が変わったが、みなし支援員を入れないと事業困難なのか、みなし支援員がどうしても必要な根拠は、研修は町ができるのか、などの質問を行いました。町からは、この条例改正は国の補助を最大限受けるための改正であり、みなし支援員の研修は県が行う、との回答でした。採決の結果、全員賛成で原案可決しました。

予算決算常任委員会

6/18

主な内容 ● 補正予算を審議

予算決算常任委員会では、6月18日に令和8年度補正予算3議案を審査しました。補正予算は、年度当初の予算を補助金の決定や制度改正、施設修繕などに合わせて見直すものです。一般会計は1億6,671万4千円を追加し、総額118億2,471万4千円となりました。

主な内容は、ふるさと寄附の返礼品や配送料、民間保育士等の就労定着支援、放課後児童クラブや通学路の安全対策、各小学校の通級指導教室設置、教育集会所の空調修繕、公民館の消防関係設備修繕、斎宮跡周辺の歴史的資源を活かす調査

などです。これらは、子どもたちが安心して学び過ごせる環境づくり、公共施設の安全な維持管理、そして明和町の歴史・文化を将来のまちづくりにつなげるための大切な取り組みです。また、介護保険特別会計では制度改正に伴うシステム改修費、下水道事業会計では負担金などの補正内容でした。

委員会では、金額の妥当性だけでなく、「なぜ今必要なのか」「財源は適切か」「町民生活へどう影響するか」を厳格に審議した結果、いずれも原案どおり可決しました。今後も委員会として、町の財政執行をしっかりと注視していきます。

【開かれた議会を目指して 未来につなぐ議会改革】

議会改革特別委員会は、令和5年3月の設置以来、約3年にわたり議会改革に関する様々な課題について協議を重ねてきました。この間、町民の皆さまに開かれた分かりやすい議会を目指し、明和町議会基本条例の制定をはじめ、議会改革活動計画の策定など、議会改革の基盤づくりに取り組んできました。

議会基本条例に基づく新たな取り組みとして、本会議における議員間討議を開始しました。議員間討議は、議員同士が政策や課題について議論を深め、議会としての意思形成や政策提案機能の向上につなげるための重要な取り組みです。まだ取り組みの第一歩を踏み出したばかりの段階ではありますが、今後さらに内容の充実を図り、議会における議論の活性化につなげていくこととしています。また、議会活動や定例会情報の発信方法の検討、議会懇談会の実施、ICT活用の推進に向けた課題整理、会議資料の電子化など、議会運営の充実と効率化に向けた協議を進めてきました。

本委員会の最終協議として、「令和8年度議会改革活動計画」を取りまとめました。この活動計画は、本委員会におけるこれまでの協議内容や取り組みの成果を整理するとともに、委員間で共有した議会改革の方向性をまとめたものです。また、これまで積み重ねてきた取り組みを継承し、議会改革

を継続していくための指針として位置付けています。計画では、「開かれた議会と町民連携の強化」と「議会運営基盤の強化」を重点目標とし、情報発信の強化、地区別議会懇談会の開催、オンライン会議導入に向けた検討、ペーパーレス化の推進、議員間討議の充実、議会基本条例の自己検証などを今後の取り組みとして整理しました。

なお、議会改革の一環として設置した議員定数等の在り方調査会からは、議員定数や議員報酬をはじめとする議会運営に関する検討結果について報告を受け、その内容について検討を行いました。議員報酬については、特別職報酬等審議会答申等を踏まえ協議を行いましたが、町長への意見書は提出しないこととし、これまでの協議結果に変更はありませんでした。また、議会として報酬額の方針性を決定するには至らなかったことから、活動計画の実施項目とはせず、協議結果として整理しました。

本委員会は今期をもって一区切りとなりますが、これまでの協議の成果を今後の議会運営に生かし、町民の皆さまに開かれた議会づくりと議会改革の取り組みを着実に進めていきます。

この後に、議会基本条例（解説あり）を掲載します。

明和町議会基本条例

前 文

地方分権の進展に伴い、自治体における民主主義の促進と町民福祉の向上への責務は、ますます大きくなってきている。

明和町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される明和町議会（以下「議会」という。）は、明和町（以下「町」という。）の意思決定機関として、町長との二元代表制の役割を積極的に果たす責任がある。

このため議会は、議会と議員の活動原則を定め、町民や町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）との関係を明確にし、高い倫理観と強い使命感を持って職務に取り組み、町民の負託に応えなければならない。

議会改革の継続・発展に向け、公正性と透明性を確保し、町民の声を活かす「開かれた議会」を町民と共に築くため、議会と議員の規準となる「明和町議会基本条例」をここに制定する。

【解説】

明和町議会は、公正性と透明性を確保し、持続可能な地域づくりを目指すため、令和5年3月に「議会改革特別委員会」を立ち上げ、議会改革の指針となる「明和町議会基本条例」を制定しました。

前文は、現在の課題から今後の明和町議会のあるべき姿・理念を示しています。

用語解説

二元代表制

国とは異なり、地方公共団体は憲法第93条第2項の規定により、首長と議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度となっており、これを二元代表制といいます。二元代表制では、執行機関としての首長と議決機関としての議会がそれぞれ住民代表として、その権限を担い、相互の抑制と調和により行政運営を行います。

町長その他の執行機関

教育委員会や農業委員会事務局など、議会に対し執行を提案する権限のある機関のことを言います。

第1章 総 則

目 的

第1条 この条例は、議会の役割を明確にし、議会と議員活動の活性化と充実に努め、町民から信頼される、時代に即した議会となるよう、基本的事項を定めることで、町の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、これまで明確に定められていなかった議会と町民や町長等との関係、議会・議員の在り方を明らかにし、時代に即した議会となるよう、基本となるべき事項を定め、町の発展に寄与することを目的としています。

第2章 議会と議員の活動原則

議会の活動原則

第2条 議会は、町民の意思を最終決定する場であることを自覚し、公平公正な議決を行うため、次に掲げる原則に基づいて、積極的に活動する。

- (1) 行財政全般を理解し、町民に適切な運営が行われているか監視・調査・評価を行う。
- (2) 過去の実績・現在の状況・将来の見通しを適正に分析し、政策立案・提言・提案等を行う。
- (3) 政策等に対する論点・争点を明確にし、議事機関として、十分な討議・審議を尽くす。
- (4) 地域の課題を的確に収集・把握し、町全体の利益に資するよう、取り組む。
- (5) 本会議・常任委員会・特別委員会・全員協議会を原則公開する。
- (6) 感染症のまん延防止措置の観点等から開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、オンラインでの開催及び出席することができる。
- (7) 議会のDXを推進し、運営の効率化を図るとともに、ソーシャルメディア等多様な手段を活用し情報の公開をする。

【解説】

議会は、町民の代表機関であり、町民の意思を最終決定する場です。議会は、行財政全般を理解し、適正に分析し、十分な討議・審議を尽くした上で、町全体の利益に資する公平公正な議決を行うため、7つの活動原則を制定しました。

議会の会期について、定例会・臨時会の区分を設けず、期間をなくす形態の通年議会の導入についても、今後の議会運営委員会や特別委員会などで検討していきます。

用語解説

常任委員会

議案等を詳しく審査するために設置されています。議会には、総務産業常任委員会・教育厚生常任委員会・予算決算常任委員会の3つがあり、明和町議会委員会条例で規定しています。

特別委員会

特別に審議が必要な案件がある場合に議会の議決をもって設置されます。現在は、議会だより編集特別委員会等があり、明和町議会委員会条例で規定しています。

全員協議会

町政に関する重要な事件や議会内部の事項について報告・協議するため、必要に応じて開かれる、全議員で行う会議です。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術を活用し、利便性やサービスの質を高めることです。

ソーシャルメディア

インターネットを利用して誰もが手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向メディアツールのことです。

議員の活動原則

第3条 議員は、町民の負託を受けた立場であることを自覚し、次に掲げる原則に基づいて積極的に活動する。

- (1) 議員に求められる政治倫理と品位を心掛け、常に自覚ある行動に努める。
- (2) 町民や地域が抱える多様な意思や問題点、町等からの情報の収集に努める。
- (3) 町の発展・町民福祉の向上を目指し、情報の発信に努める。
- (4) 議員相互を尊重した活発な自由討議を行い、民主的な議会運営に努める。
- (5) 町民の信頼に応えるため、調査研究に励み、自己啓発に努める。

【解説】

議会が責務を果たすためには、その構成員である議員個々の政治倫理・品位・自覚ある行動が求められます。この条項では、明和町議会議員としてふさわしい活動を積極的に行うことを定めています。

第3章 町民と議会の関係

町民参加及び町民との連携

第4条 議会は、広聴活動を通じ、町民や地域からの議会・町政に関する要望や提言の把握と反映に努める。

- 2 議会は、町民の評価が的確に行われるよう、情報の透明性を高め、複数の媒体で議会の活動を定期的に配信し、広報活動の充実を図る。
- 3 議会は、町民や地域及び各種団体等との意見交換の場を設け、情報の共有を図り、説明責任を果たすとともに、課題解決に向けた提案を行う。
- 4 議会は、請願・陳情を町民等からの政策提案と位置づけ、提案者の意見聴取等、町民参加の機会を積極的に設ける。
- 5 議会の災害への対応は、明和町議会災害対策本部設置規程（平成25年明和町訓令第1号）で定める。

【解説】

議会は、町民や地域からの要望や提言の把握と反映、町民や地域への情報共有や説明を行う必要があります。この条項では、広聴・広報活動等を通じた町民参加の機会及び町民との連携について定めています。今後、議会モニター制度の導入も検討していきます。

用語解説

議会モニター制度

町民の意思や提言を議会運営に反映させることで、町民参加の議会を推進する制度のことです。

第4章 議会と町長等の関係

議会及び議員と町長等の関係

第5条 議会は、町長等との緊張ある関係の保持に努め、権能の違いを生かし、適正で効率的な行財政運営が行われているかを監視・調査・評価を行う。

- 2 議員と町長等の一般質問は、一問一答方式で行い、行財政上の論点・争点を明確にすることに努める。
- 3 町長等は、一般質問・常任委員会・特別委員会における質問に対して議長又は委員長の許可を得た後に反問することができる。

【解説】

この条項では、議会及び議員と町長等との関係を定めています。

す。一般質問における一括質問・一括答弁は、論点・争点が曖昧になる恐れがあり、これらを明確にするために一問一答方式で行うことを規定しています。

町長等が質問の趣旨や議員の考え方の確認を行うための反問権を位置づけています。

用語解説

一般質問

特定の議案とは関係なく、当該団体の行財政全般について、原則として口頭で見解を求めることです。

一問一答方式

一問ごとに質問者（議員）が質問し、それに対して、答弁側（町長や町の職員）が答えたりすることです。

反問

議会の会議において、議員（委員）からの質問や質疑の趣旨・内容・背景・根拠・考えなどを確認するため、町長や町の職員が、議員（委員）に質問することです。

町長等による政策等の説明

第6条 議会は、町長等が議会に政策等を提案するとき、議会審議の水準を高めるため、政策等について、次に掲げる項目の説明を求めることができる。

- (1) 必要性
- (2) 提案に至った経緯
- (3) 他自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画等との整合性
- (5) 国・県・広域行政の政策等との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来負担と効果
- (8) 町民参加の有無

【解説】

議会は、執行側の単なる追認機関であってはならず、政策等について十分な資料をもとに審議する必要があります。

町長等は、政策等に対する審議水準を高めるため、提案に至った根拠となる、この条項に掲げた8項目を議会に提供することを規定しています。

用語解説

追認機関

同意するだけの機関のことです。

予算・決算における政策等の資料の提出

第7条 議会は、町長等に対し、予算・決算の審議に当たって、あらかじめ提出されている資料のほか、前条の規定に準じ、より詳細な資料の提出と説明を求めることができる。

【解説】

町長等は、予算・決算を付議するに当たって、前条同様に審議を深められるよう、詳しい資料を議会に提供することを規定しています。

政策等に対する提言・提案機能の向上

第8条 議会は、政策等の適否を判断する観点から、執行における論点・争点を明確にするとともに、議案修正等の提言・提案を行い、執行後の政策評価に資する審議に努める。

【解説】

政策等に対し、批判・反論だけではなく、行政を合理的、効率的に進めるため、修正等の提言・提案・評価を行うことこそが町全体の利益に資するという議会の考えを示しています。

議決事件の拡大

第9条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議事機関としての機能を強化するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2

項の規定により、議会の議決すべき事件を拡大することができる。

2 議会の議決すべき事件については、明和町議会の議決すべき事件を定める条例（平成23年明和町条例第24号）で定める。

【解説】

法第96条第1項では、予算や条例などの議決すべき事件が定められていますが、同条第2項では、その議会の議決すべき事件について独自に効果的に拡大することができるように定めています。

これは、第1項の内容をより積極的に関与することにより、監視機能等を強化することで、議会の充実を図ることを目指すものです。

第5章 議会運営と議会機能の発揮

自由討議の原則

第10条 議会は、合議体として、議員間の自由で公平な討議を保証する。

- 2 議員は、相互を尊重した活発な討議を経て、政策等の提案を積極的に行い、合意形成を図ることに努める。
- 3 議会は、専門的知見及び経験を有する者等と連携し、見識を討議に反映させるため、必要に応じて協力を求めることができる。

【解説】

議会が、複数の構成員が協議によって決定される組織体である合議体としての機能を高めていくために様々な場面で議員間の討議を実施できることを定めています。

自由討議を通じて政策立案機能を強化していきます。

研修の充実

第11条 議会は、議員の政策等の立案や議会運営の能力を高めるため、研修の充実強化に努める。

- 2 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を全議員で行う。

【解説】

議会は、議会主催による研修会のほか、議長会等が主催する各種研修会への参加機会の確保を図ります。

また、一般選挙後、新議員を含め研修を行い、第19条に基づき、この条例の見直しを行います。

第6章 議会改革の推進

第12条 議会は、不断の議会改革を推進するため、全議員で構成する議会改革特別委員会を必要に応じて設置する。

- 2 議会は、時代に即した議会の在り方についての調査研究を行い、必要な改革のための活動計画を毎年作成する。
- 3 議会活動を適正に評価し、年に一度町民に公表する。

【解説】

必要に応じて議会改革特別委員会を開催し、時代に即した議会となるよう、調査研究を行い、これに基づく活動計画を作成し、議会活動の評価を行い、議会広報誌やソーシャルメディア等を活用し町民に公表します。

第7章 議会事務局の体制整備

第13条 議会は、議会及び議員の政策等の立案・調査監視機能を高めるため、議会事務局の体制強化に努める。

【解説】

議会の円滑な運営と政策等の立案・調査監視機能を高めるため、議会事務局の法務機能の強化・組織としての体制整備が求められています。

第8章 議員の政治倫理及び待遇

政治倫理

第14条 議員は、町民の代表として、常に政治倫理の向上に努める。

2 議員の政治倫理については、明和町議会議員政治倫理条例（平成11年明和町条例第20号）で定める。

【解説】

議員は、議会活動以外にも様々な活動を行っていますが、常に町民の代表として、自らの役割を深く自覚し、高い倫理観を持って行動するように努め、町民からの信頼を深める必要があります。

議員の政治倫理については、明和町議会議員政治倫理条例で別に定めています。

用語解説

政治倫理

政治家が持つていなくてはならない規範で汚職や不正などを許さないという道徳心を言います。

議員定数

第15条 議員定数の改正に当たって、行財政の現状と課題・将来の予測と展望について十分に考慮する。

2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、議員定数の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出する。

3 議員定数は、明和町議会議員の定数を定める条例（平成14年明和町条例第16号）で定める。

【解説】

議員定数は、明和町議会議員の定数を定める条例で定めますが、その定数の改正に当たっては、行財政の視点からだけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望について十分に考慮し、議会が持つ権能を十分に発揮できる体制が図られるよう、検討することとしています。

議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、町民への説明責任を果たすため、委員会又は議員が明確な改正理由を付して提出します。

議員報酬

第16条 議員報酬の改正に当たって、行財政の現状と課題・将来の予測と展望について十分に考慮する。

2 議員報酬の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、議員報酬の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出する。

3 議員報酬は、明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和33年明和町条例第14号）で定める。

【解説】

議員報酬は、明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めますが、議員定数と同様に、その改正に

当たっては、行財政の視点からだけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望について十分に考慮し、議会が持つ権能を十分に発揮できる体制が図られるよう、検討することとしています。

議員報酬の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、町民への説明責任を果たすため、委員会又は議員が明確な改正理由を付して提出します。

議員報酬の減額

第17条 議員が長期にわたり議会活動ができない場合は、議員報酬の減額を行う。

2 議員報酬の減額については、明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例（令和7年明和町条例第38号）で定める。

【解説】

議員が得た報酬を自主的に返納することは公職選挙法第199条の2で禁止されている寄附に該当するため、長期間議会活動ができない議員の議員報酬については、その期間に応じ減額ができるように明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例で定めています。

第9章 最高規範性及び見直し

最高規範性

第18条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例・規則・規程等の制定・改廃を行う場合において、この条例の趣旨を尊重し、従わなければならない。

2 議会は、日本国憲法・法律及びその他の法令を遵守し、この条例に照らして運用しなければならない。

【解説】

この条例が明和町議会における最高規範であること、ならびに他の条例との関係を定めています。

また、憲法や法律における議会に関する条項の解釈についても、地方と国が対等・同格であることから、必ずこの条例に沿った判断をすることを規定しています。

見直し

第19条 議会は、社会情勢の変化を踏まえ、この条例の目的が達成されているかを2年に一度、全議員で検証し、改正が必要と認められる場合には、適切な措置を講ずる。

【解説】

明和町議会は、時代に即した基本条例とすべく、一般選挙後と議会役員改選後の2年に1度、第11条に定めた研修をもとに、検証を行ったうえで条例を見直し、必要に応じ改正・改定を行います。それ以外でも適宜見直し改正・改定を行い、よりよい基本条例にしていこうと努めます。

第10章 補 則

委 任

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年
6月定例会

令和8年第2回定例会が、6月10日から6月23日までの会期で開かれ、提案された議案等について審議しました。それぞれの結果は下記のとおりです。

議決結果一覧表

議案番号	件名	結果
議案第35号	三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について	可決
議案第36号	財産の無償貸与について	可決
議案第37号	明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決
議案第38号	明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	可決
議案第39号	令和8年度明和町一般会計補正予算（第1号）	可決
議案第40号	令和8年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）	可決
議案第41号	令和8年度明和町下水道事業会計補正予算（第1号）	可決
議案第42号	令和8年度明和町消防団高視認性活動服・高視認性雨衣購入請負契約	可決
請願第1号	「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する請願	否決
発議第2号	すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書	可決
発議第3号	ドナーミルクの利用拡大を求める意見書	可決
発議第4号	住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書	可決
発議第5号	イラン情勢に伴う物価高騰等の対策を求める意見書	可決

各議員の賛否

賛否の分かれた議案のみの表示です。

議員名 議案番号	江 京子	田 邊 ひとみ	北 岡 泰	瀬 田 萌	綿 民 和子	奥 山 幸洋	新 開 晶子	松 本 忍	山 本 章	宇 田 雅行	高 橋 浩司	下 井 清史	辻 井 成人
議案第40号	○	×	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	
請願第1号	○	○	○	×	×	×	×	×	欠	×	×	×	

議長 辻井成人は採決に加わりません。ただし、可否同数の場合は議長採決。「○」は賛成、「×」は反対。

令和8年
第2回臨時会

令和8年第2回臨時会は4月28日に招集されました。会期は1日で開かれ、提案された議案等について審議しました。それぞれの結果は下記のとおりです。

議決結果一覧表

承認第2号	専決処分した事件の承認について 明和町税条例等の一部を改正する条例	承認
承認第3号	専決処分した事件の承認について 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	承認
議案第34号	道路瑕疵に伴う損害賠償の額の決定について	承認

各議員の賛否

賛否の分かれた議案のみの表示です。

議員名 議案番号	江 京子	田 邊 ひとみ	北 岡 泰	瀬 田 萌	綿 民 和子	奥 山 幸洋	新 開 晶子	松 本 忍	山 本 章	宇 田 雅行	高 橋 浩司	下 井 清史	辻 井 成人
承認第3号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

議長 辻井成人は採決に加わりません。ただし、可否同数の場合は議長採決。「○」は賛成、「×」は反対。

一般質問

6月議会の一般質問は、6月11日に行われました。

質問議員

高橋 浩司	議員	9 ページ
田邊ひとみ	議員	10 ページ
宇田 雅行	議員	10 ページ
山本 章	議員	11 ページ
北岡 泰	議員	11 ページ
奥山 幸洋	議員	12 ページ
瀬田 萌	議員	12 ページ

- 一般質問の様子は、令和8年8月7日・8日・9日に、松阪ケーブルテレビ明和町行政チャンネルでご覧いただけます。
- 明和町ホームページの下部「町議会」をクリックしていただくと、議会だよりのバックナンバーがご覧いただけます。
- 小林農産ふるさと会館・役場閲覧室などに備え付けの議事録もご覧ください。



スクロール



Q 明和町の財政運営について

A 財政運営を見据えた雨水排水投資と人材確保・育成



高橋浩司 議員

質 問 雨水排水対策の遅れが地域発展の阻害要因となる中、人口増加や税収確保につながる財政投資の方針を問う。また職員の早期退職による財政損失額を明らかにし、人材育成・定着に向けた具体策を問う。

答 え 雨水排水対策は、防災対策であると同時に、住宅開発や企業立地を支え、人口増加や税収確保につながる重要な基盤整備である。財政規律を保ちつつ、浸水リスクや開発需要、費用対効果を見極め、持続可能なまちづくりに向け、可能な対策から段階的に進めていく。職員の早期退職に係る財政的損失について損失であることは認識しているが、職員ごとに業務内容や役割などが異なることから試算は行っていない。賃金・手当等の労働条件の向上のほか働きやすい職場づくり、安心して長く勤められる職場づくりに努めることが必要。

Q 明和町を命が守られるまちにするために

A 研修なども定期的に行い、悲惨な事故等が起きない職場環境づくりをめざす

質 問 令和4年1月の職員自死事案について、安全配慮義務違反の有無や事後の聞き取り・第三者委員会設置、ハラスメント防止研修の実施状況、報告書閲覧環境の改善状況を問う。

答 え 令和4年に発生した教育委員会職員の自死事案は極めて重大かつ深刻な出来事であり重く受け止めている。当時は第三者を含む検証は実施していない。その後は職場全体で不安や悩みの微妙なサインに注意しながら話しやすい職場づくりに取り組んでいる。

研修について平成22年以降は3年に1回程度開催している。令和4年度以降は、ほぼ毎年度研修を実施しており本年度も実施予定。

第三者委員会報告書閲覧が見づらい状況となっていたが改善を検討したい。

Q 命の安全教育と安全環境整備について

A 学校と連携し、全ての児童・生徒が安心・安全に通学できる環境づくりに取り組む



田邊ひとみ 議員

質 問 ①生命の安全教育と人権教育の位置づけについて②小学校の荷物重い問題と水筒事故防止など安全確保について③教職員の勤務管理や多様な外部人材の配置や対策の設計は。

答 え ①町では、命や人権を守る包括的性教育を推進している。国の「生命（いのち）の安全教育」はその方向性を明確にするものと認識する。今後は計画の体系化や教職員研修、学校安全計画への記載を進め、教育内容の充実を図る。②学用品等を置いて帰る「置き勉」等の運用や水筒携行方法の安全指導を徹底する。健康観察など子どもたちの視点に立った現状把握を行い、個別状況に応じた支援を行い、安心・安全に通学できる環境づくりに努める。③教職員の長時間労働を深刻な課題と捉え、タイムカードによる適正な勤怠管理と業務改善を徹底する。ICTや外部人材を活用し、教職員が

教育活動に専念できる心身ともに健康な職場環境と、持続可能な学校運営体制の構築に努める。

Q 自衛官募集にかかる除外申請制度について

A 個人情報に配慮しながらわかりやすい除外申請制度の周知に努める

質 問 ①自治体行政における平和主義や基本的人権への配慮などの職員への共有について②自衛官募集・除外申請制度の周知や運用についてわかりやすく選択できる形を求める。

答 え ①平和主義や基本的人権への配慮については、職員の倫理保持と行政の公正性確保に向けて、新規採用職員研修の際に、公務員倫理・法令遵守・コンプライアンスの基礎研修を実施するほか、昇格時に職員に求められる責任と役割を明確化する研修を実施している。

②法に基づく名簿提供はやむを得ないと考えているが、できる限り個人情報の提供に配慮する必要があると考えていることから、除外申請を令和6年度から実施している。除外申請については、よりわかりやすくするためホームページの見直しを検討する。

Q 地域公共交通の再編と交通空白地帯対策

A 乗降データを調査・分析し、ダイヤ改正の効果と課題を適切に評価していく



宇田雅行 議員

質 問 町民バスの路線、ダイヤ改正に伴う、住民説明や意見聴取について、どのような方法で行い、どのような意見があったと認識しているか。また今回の改正による地域間格差や交通空白地帯の発生について、どのように考えているか。

答 え 町民バスの路線・ダイヤ改正は、令和6年6月に策定した「明和町地域公共交通基本計画」に基づき実施した。基本方針は、交通空白地域を全てカバーする形から、拠点間の移動に絞った運行へと転換するもの。

具体的には、利用者の少ないバス停を廃止し、4路線から2路線にスリム化する一方、

便数を増やすことで利便性向上を図った。パブリックコメントではバス停追加の要望が多く、利便性への懸念を反映したものと認識している。

交通空白地帯への対応として、バス停がなくなった地域に対し、デマンド型交通「チョイソコめいひめ」で対応し、昨年10月から1台増車して計3台体制とした。

改正は令和8年4月に実施したばかりで、データが十分に蓄積されていない段階だが、今後、乗降データを調査・分析し、改正の効果と課題を適切に評価していく。地域間格差の解消と交通空白地帯の発生防止に引き続き取り組んでいく。

他の質問

- 教育分野における発展的取り組みについて
- 産業振興と観光の連携強化について
- 生活基盤整備と防災対応の総合化について
- 町全体の通学路安全対策について

Q 学校統合後の課題改善
と跡地利用の仕組みづ
くりについて

A 学校跡地については
地域とともに進める



山本 章 議員

質 問 ①学校統合後に生じる課題を継続的に収集・検証し改善していく仕組みをどのように構築するのか。②学校跡地について地域・行政・民間が継続的に協議し、未来を描く体制をどのように整備していくのか。

答 え ①学校現場や保護者、地域等からの意見等は、通学・学習・生活面に区分し、学校の教職員や学校運営協議会で整理・分析して改善策を検討する。保護者の声を反映させる仕組みとして、明和北小学校PTAが9月に設立予定である。開校直後で意見集約が途上であり、個別の声が全体を代表するものかを慎重に見極める必要がある。保護者アンケートや学校

運営協議会、PTA等を通じて幅広くご意見等をいただき、いただいたご意見等は、学校、運営協議会及びPTA等で整理した上で、教育委員会が総合的に判断していく。

②学校跡地については、地域の歴史や記憶、防災、地域活動の拠点としての役割を踏まえ、単なる施設管理ではなく、将来の地域づくりにつながる資源として活用を検討していく。活用にあたっては、自治会、スポーツ少年団や関係団体、民間事業者、行政が、導入前だけでなく運用後も課題や状況を共有し、必要に応じて協議できる場や仕組みを整えることが重要。あわせて、施設の使われ方、周辺環境への影響、防災面、既存利用との調整などを継続的に確認し、必要な改善につなげていくことも必要。町としても、地域への丁寧な情報共有を行いながら、持続可能な跡地活用と地域の未来像を描く体制づくりを検討していく。

Q 安心安全な町づくり
のために防災機能
強化を求める

A 町民の皆様の生命と
財産を守るため、
防災・減災対策に
全力で取り組む



北岡 泰 議員

質 問 ①新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の利用で災害対応への効果は。②衛星通信設備、公共安全モバイルシステム等の導入・活用及び平時からの訓練の必要性は。③避難所の運営指針で明記されている「スフィア基準」に基づいた取り組みは。④斎宮・明星小学校の体育館へ空調施設導入を。

答 え ①国・県・町の各階層、医療・福祉・道路・避難所といった各分野の情報が一元管理されることで、町内外の情報収集が容易になり、円滑な被災者支援が期待できる。ただし、システムの効果は情報入力精度と速度に依存し、甚大災害での実績がないため、現時点で具体的効果を測定することは難しい状況。②衛星

通信機器スターリンク1台を導入済みだが、月額20,000円のランニングコストと電源確保の課題から、全避難所への導入は困難。現在は移動系防災無線と地域BWAでインターネット環境を確保しており、通信各社による新サービス活用を基本としながら、発災後は受援で通信確保を図る考え。③トイレは370個以上確保し、20人に1基の基準を達成済み。入浴施設は公共施設がないため、発災後に国・他自治体・自衛隊・民間事業者の支援を活用して対応する。避難所収容人数は広域避難調整を進めながら、在宅避難の啓発を重ねる。④教育環境改善と避難所強化の観点から重要と認識しており、国の特例交付金活用も検討する。ただし、町負担分確保と維持管理コストを勘案し、置換空調方式などの最新技術、省エネ・再生可能エネルギー活用、非常用電源併設を検討項目としながら、慎重に進めていく。

他の質問

教育長に聞く①既存校の教育施設の充実②不登校対策の強化③交通安全教育の充実④SNSによる子供たちへの影響

Q ノハナショウブと環境で考えるまちづくり

A 歴史を肌で感じてもらいながら、ノハナショウブを觀賞できる環境整備を行っていききたい



奥山幸洋 議員

質 問 ①斎宮駅周辺のノハナショウブ園について景観消失の現状認識、残存株の保全、約2.4haの旧群生地を視野に入れた面的・連続的な景観形成と、まちづくりにつなげる新たな維持管理体制は。②明和町環境センターについて残余容量や延命化対策、次期最終処分体制の確保、広域連携の方向性は。③伊勢広域環境組合の新ごみ処理施設について整備進捗、住民周知、災害対応、ごみ減量化に加え、将来的な広域環境行政の方向性は。

答 え ①斎宮駅周辺から各施設を含めたエリア全体で、連続的かつ面的な景観を形成するため、新たな植栽計画の策定を進めている。この計画を基に、県が進める史跡整備に合わせ、周遊ルートを活かしながら、面的かつ連続性のある環境整備を行っていききたい。維持管理体制については、史跡斎宮跡の公有地管理の委託事業の一環として継続していく中で、今まで以上に関係

団体と連携を図りながら、引き続き広大な公有地の維持管理に努めていきたい。②明和町環境センターの残余容量は令和7年度末で約46%となり、近年の搬入量減少により、令和2年度の予測よりさらに10年の延命化が見込まれる。今後の状況にもよるが、20年以上利用可能と考えている。延命化には、住民による適正搬入への協力が重要。新たな最終処分場を整備する場合は、用地確保に加え、周辺住民の理解と協力が不可欠であり、相当の期間を要すると認識している。当面は現施設を活用しながら基礎情報の整理を進め、適切な時期に方針を示せるよう準備する。広域連携やがれき類の減量化・再資源化については、他自治体の事例を参考にしながら研究を進める予定。③伊勢広域環境組合の新ごみ処理施設は、令和9年10月の供用開始に向け、工程どおり整備が進んでいる。住民周知については、分別区分、粗大ごみ、直接搬入、受付方法、料金体系などについて、広域環境組合とも連携し、混乱が生じないように広報などで周知する予定。災害時は焼却熱発電により停電時も稼働可能で、避難所利用や災害廃棄物処理にも対応する。ごみ減量化では3Rに加え、不要なものを買わないリフューズや壊れたものも修理して長く使うリペアも推進する。将来的な広域環境行政は、県主導の広域化構想案を踏まえ、関係市町と協議しながら検討していく。

Q 身近な改善と本町の魅力向上を

A 利便性向上と充実に向け前向きに取り組む



瀬田 萌 議員

質 問 ①「選ばれる町」における、行政手続きの在り方は。希望事業所へのスマホやコンビニでの支払いが可能な納付書発行等、官民双方の時間を創出する身近なDX推進を提案する。②既存校にも安心安全を。見守りアプリや地域公共交通の運用の工夫による安全確保と負担軽減、児童の体験機会が守られる環境づくりを求める。③伊勢志摩圏域での本町の存在感発揮は。神宮式年遷宮を見据え、国制度を活用した人材配置を今後の戦略に。

答 え ①事務負担等の課題はあるが、電子化推進を基本としつつ、利便性向上の手法について他自治体も参考に研究していく。②徒歩通学もバス通学も児童の安全確保は同等に重要

なものであり、二次元コードによる見守りアプリの拡充を検討する。町民バス路線変更は困難だが、通学バスを交付するなど「チョイソコめいひめ」と学校が連携した仕組みの構築を検討する。また、学校の働き方改革として、採点ソフト、保護者連絡システム「すぐーる」等の導入を進め、事務負担を軽減し、デジタル配信など情報発信を工夫している。今後も地域と連携し、教職員が子どもと向き合う時間を確保しつつ、子どもたちの体験機会がより充実するよう努める。③第3次明和町観光振興計画に基づき、2033年の伊勢神宮の式年遷宮を見据えた広域観光施策の強化を推進しており、これまでも伊勢志摩観光コンベンション機構を通じた連携を図ってきたが、今年度より新たに「いせしませんぐう旅実行委員会」にも加入した。今後は、様々な形で伊勢志摩圏域との連携を一層強化して事業展開を図り、当事業に限定せず総合的に国制度の活用も視野に入れて検討していく。

その後どうなった？

シリーズ

第108回

このページは、1年前の一般質問がその後どうなったかを皆様にお知らせするものです。

Q

一般質問の主な内容

A

Qに対する答弁の内容

こうなった

現在の取組状況や結果など

令和7年 6月定例会より

Q

有爾中地区の廃業ホテルによる治安悪化と災害不安と町イメージ低下への早急対策を求める。(高橋浩司議員)

A

所有者・管理者と協議しながら、警察などと連携し地域住民の安心・安全を最優先に対応する。

こうなった

地域に対して対応内容を周知するとともに、警察や関係機関と連携して対策に取り組んでいる。

Q

後継者不足や親族の権利放棄による耕作放棄地に対する町の取り組みは。(江京子議員)

A

権利放棄を含む相続人不明農地の課題は今後も増える懸念があり、県に相談している。

こうなった

県や農地中間管理機構、認定農業者等との調整協議により、耕作が継続されるための基本的な対応方法と手続きを整理した。

Q

公共施設や学校のトイレ内に生理用品を配備する考えを問う。(田邊ひとみ議員)

A

役場窓口と町社会福祉協議会で無料配布。各学校の保健室にも常備している。

こうなった

令和8年度中に学校のトイレへ配備できるよう、教職員と協議しながら設置マニュアルの策定を進めている。

Q

小学校の指導主事など人的体制が不十分だが、どのように改善・強化していくのか。(山本章議員)

A

一時的に減員となっているが、令和8年度は2名体制に戻し、教育の向上に努めたい。

こうなった

令和8年度からは再び指導主事2名体制となった。引き続き教員の資質向上に努めていく。

Q

明和町の産業をつなぎ地域活性化と魅力発信を図る取り組み、産業観光への推進活動は？(新開晶子議員)

A

各種人材活用策を適切に組み合わせ持続可能な発展に繋げる。産業観光については、企業のご意向を伺う。

こうなった

各種外部人材を活用し課題解決を進めている。産業観光については、従来の観光面や教育面の見学に加え、機会をいただければ新しい形の取り組みも視野にいたいとのことだった。

—— 議員の辞職について ——

中井啓悟議員から令和8年3月31日付で議員辞職願が提出され、同日、地方自治法第126条ただし書きの規定により、議長において許可されましたのでお知らせします。

キラッと輝く人たち

「ここならではの」魅力を ワクワク伝えたい

斎宮きよまるプロジェクト

私たち「斎宮きよまるプロジェクト」は、エンターテインメント分野での経験を活かし、史跡斎宮跡について誠実に、かつワクワクする形で町内外へお伝えすることを目指している団体です。「明和町日本遺産活用推進協議会」戦略企画部会のメンバーとして「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」の魅力発信に努めています。3月20日には、斎宮歴史博物館隣のふるさと芝生広場にて「こどもわいわいフェスティバル」の運営に携わらせていただ



実施した「こどもわいわいフェスティバル」の様子

きました。三重県ゆかりのお笑い芸人・濱口優さん(よるこ)率いる「ザ・アーリーナードルズ」のみなさんをはじめ、多くの方にご協力いただき、当日は子どもたちの笑顔と大きな歓声に包まれました。これからも、訪れる方の心が澄んでいくような体験をお届けし、地域のみなさんと一緒に、一歩ずつまちの盛り上がりをつくっていきたいです。

編集委員より

2033年秋に執り行われる「第63回神宮式年遷宮」にむけ、伊勢のまちは大変活気があります。御遷宮は、1300年前から続いており「お木曳」は550年以上前から続いています。20年に一度、7年前から始まり、2年にわたるため令和8年と令和9年にかけて伊勢市各地域で奉曳団を結成し「陸曳」と「川曳」が行われます。全国からも沢山の方が参加され、明和町からも様々な形で参加されていると思います。

お木曳行事は、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択され、伊勢市の「無形民俗文化財」となっています。明和町にも9つの「無形民俗文化財」があり明和町ホームページから検索できます。また「明和のみんな」では明和町に伝わる歴史文化を民話として楽しく学べます。そして、子どもたちは「めいわ楽習」を通じて新しく学ぶ機会がスタートしています。時代が変わろうとも、みんなで力を合わせ地域の伝統・歴史・文化の継承、次世代へつなげていくことの大切さを強く感じます。

★明和町HP「町議会」もぜひ検索し、ご覧ください。



明和町ホームページに掲載の
議会だよりの画面
につながります！



議会だより編集特別委員会

委員長：宇田 雅行 副委員長：瀬田 萌
委員：江 京子、田邊 ひとみ、綿民 和子、高橋浩司、奥山 幸洋、
新開 晶子、山本章

令和8年 第3回定例会
9月3日(木) 午前9時から

■一般質問は7日・8日を予定しています。
(変更の場合あり)

詳細は、議会事務局までお問い合わせください。